



幼児教育・保育の無償化のための申請案内 (子育てのための施設等利用給付認定)

1 幼児教育・保育の無償化について

(1) 子育てのための施設等利用給付認定について

居住する市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けることで、下表の月額上限額の範囲内で保育料や利用料が無償になります。新制度未移行幼稚園の利用者の施設等利用給付認定は、児童の年齢や保育の必要性の有無によって下表の区分に分かれています。

認定区分	要件	月額上限額	
		①教育時間の保育料	②預かり保育等の利用料
新1号認定	満3歳以上の小学校入学前の子どもであって、新2号認定及び新3号認定に該当しない子どもであること	28,000 円	該当なし
新2号認定	3歳児～5歳児（満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども）で <u>保育の必要性がある</u> こと	28,000 円	12,300 円
新3号認定	満3歳児（満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども）で <u>保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯</u> であること	28,000 円	17,700 円

①教育時間の保育料については、月額 28,000 円まで無償となります。

※入園料については、月額に換算して無償化の対象となります。

（入園料の取扱いについては、ご利用の幼稚園へお問い合わせください）

※食材料費や通園送迎費、行事費等は無償化の対象外となります。

※月途中で認定期間が開始・終了する場合や、市町村間で転出入する場合は、月額上限額が日割りされます。

②預かり保育等の利用料については、上記の表の月額上限額の範囲内で無償となります。

（「施設に支払う預かり保育料と「日額単価 490 円×利用日数」を比較して少ない方の額」

保育の必要性の認定要件については3ページをご確認ください。

2 申請手続きについて

(1) 申請要件

児童と保護者が認定希望日時点において、太宰府市に住んでいること。
(太宰府市に住民票があることを原則とします。)

(2) 申請方法

必要書類を揃えて、通園している(予定している)幼稚園へ提出してください。
(認定希望日までの期間が短い等、認定を急ぐ場合は太宰府市保育児童課に直接提出してください。)

(3) 提出書類

①新1号認定(預かり保育を利用しない場合)

- ☐子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(新1号認定用)
- ☐保護者のマイナンバー確認書類(申請書に記載の書類を添付してください)

②新2号・3号認定(預かり保育を利用する場合)

- ☐子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(新2号・3号認定用)
- ☐保育の必要性を証明する書類(保護者のいずれも(両親等))
※必要書類の詳細は3ページをご確認ください。
- ☐保護者のマイナンバー確認書類(申請書に記載の書類を添付してください)

※兄弟姉妹で同時に申請する場合でも、児童1人につき1枚申請書を提出してください。

※保育の必要性を証明する書類、マイナンバー確認書類等は、兄弟姉妹が同時に申請する場合は世帯で1組の提出で構いません。

※4月からの新入園児は、4月1日から当該園の在籍園児となります。

年度途中の入園や年長・年中児などについては、施設を利用し始めた日が入園日、認定希望日となります。

※認定開始日は、市が申請書を受理した日以降となります。

遡りでの認定はできませんので、利用を開始される前に、必ず申請書の提出をお願いします。

3 保育の必要性の認定について

※保育の必要性が認められるのは、保護者のいずれも（両親等）が保育の必要性がある場合です。
必要な書類は保育を必要とする事由によって異なります。詳細は以下の表をご確認ください。

保護者の状況（保育の必要性の事由）		必要添付書類	認定の有効期間
就労しているとき	月 64 時間以上の就労	・ 就労証明書 ・ 就労内定証明書	最長、就学前まで
	月 64 時間未満の就労 （短時間就労）	・ 就労証明書 ・ 就労内定証明書	3 ヶ月以内
妊娠中または産後まもない時（産前 8 週産後 8 週）		母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が確認できる部分）	産前産後各 8 週間
保護者が病気または障がいがあるとき		病気療養・看護（介護） 申立書	最長、就学前まで
親族（2 親等以内）の介護・看護を行っているとき		病気療養・看護（介護） 申立書	最長、就学前まで
求職活動を継続的に行っているとき		求職活動申立書	3 ヶ月以内
大学や専門学校、職業訓練校に通学しているとき		在学証明書	通学期間中
虐待や配偶者からの DV（家庭内暴力）のおそれがあるとき		事前にご相談ください。	最長、就学前まで
震災、風水害、火災等の復旧にあつたっているとき		事前にご相談ください。	最長、就学前まで

※必要な書類は幼稚園及び市の保育児童課で受け取るか、市ホームページから取得できます。

※産前産後各 8 週間は、「出産日から起算して 8 週間（多胎児の場合は 14 週間）前の日の属する月の 1 日から、出産日の翌日から起算して 8 週間後の日の属する月の末日まで」の期間となります。

※就労（自営）が月 64 時間に満たない場合は、求職と同等の取扱い（認定期間が 3 ヶ月以内）となります。

※認定理由が「短時間就労」、「求職」の人は、認定期間が 3 ヶ月となります。3 ヶ月ごとに「保育の必要性の証明」の提出が必要です。

※就労証明書の雇用期間が有期の人で、期間満了後も継続して認定を希望する場合は、更新された期間の就労証明書の提出が必要です。

※保護者の状況に応じて、上記以外の必要書類の提出を求めることがあります。

《 注 意 事 項 》

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書支給認定申請書」は、申請書に記載の【申請にあたっての同意事項】及びこのページに記載している事項を十分にご確認いただき、ご同意のうえで、提出をお願いします。

- 1 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」は、記入例をよく読み、保護者が漏れなく記入して提出してください。なお、兄弟姉妹が同時に申し込む場合は、児童1人につき1枚ずつ申請書の提出が必要となります。（添付書類は1組で構いません）
- 2 必要書類は、申請書に添付して必ず提出してください。必要提出が確認できない場合は、給付認定をすることができません。
- 3 施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けた場合、保育の必要性の認定事由の現況確認のため、給付認定後も年に1回程度、保育を必要とすることを証明する書類の提出を求めさせていただきます。
- 4 就労証明書等の内容について勤務先に確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、提出前に記入漏れや内容に誤りがないかご確認ください。
- 5 施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居家族の市民税課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。
- 6 新2号・新3号認定において、求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間（無償化の対象となる期間）が制限されます。認定期間内に、保育の必要性の継続が確認できる書類の提出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって無償化の対象外となります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も、認定が取り消され、無償化の対象外となります。継続して保育が必要な場合は、期間満了後も保育を必要とすることが確認できる書類の提出が必要となります。
- 7 申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたがその届出が無かった等の場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。



【申請手続き等のお問い合わせ先】

太宰府市 健康福祉部 保育児童課 児童福祉係
〒818-0198 太宰府市観世音寺1丁目1番1号
TEL 092-921-2121(内線 316 384)
FAX 092-925-0294